

## 令和4年度 第10回定例庁議 次第

日時：令和5年1月12日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

### 3 協議・報告事項

(1) 笛吹市地域防災計画の改定について（総務部）

(2) 令和5年度行政組織の編成について（総合政策部）

(3) 第三次笛吹市社会教育計画（案）について（教育委員会）

### 4 その他

(1) 定例庁議予定日 2月9日（木） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和5年笛吹市議会第1回定例会 代表質問、一般質問答弁検討日程

2月20日（月）午前、2月22日（水）・24日（金）終日、27日（月）午後、28日（火）終日

### 5 閉会

別記様式(第5条関係)

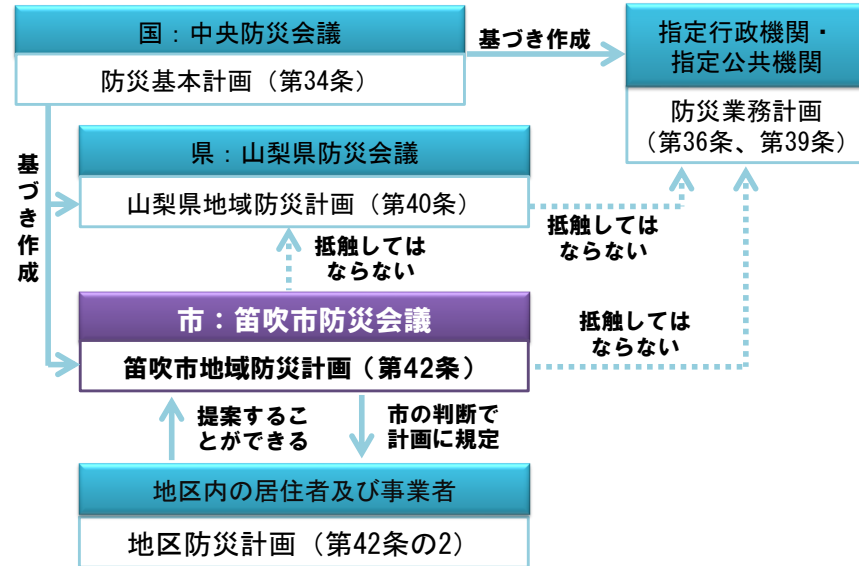
庁議付議事項概要書

		協議事項・報告事項	令和5年1月12日提出	
件名	笛吹市地域防災計画の改定について		部局名	総務部
概要	<p>「笛吹市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に係わる事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。平成30年3月の改定後、災害対策基本法等の防災に関連する法律の改正、上位計画である国の防災基本計画及び山梨県地域防災計画が修正されていること、令和4年度末には、新たに県から南海トラフ地震による被害想定が示されることから、令和5年10月末までに改定する。</p>			
経過	<p>平成30年3月 「笛吹市地域防災計画」を改定 令和4年5月 第2回定例庁議に「防災関連計画策定について」を協議事項として付議</p>			
問題・課題	<p>1 現行の計画は、本編の構成が、一般災害編、地震編に分かれ、重複している部分が多くあり、確認しづらい。 また、災害対応についての記載が「いつ」「誰が」行うのかが明確に記載されていないため、計画全体が分かりづらい内容となっている。</p> <p>2 現在、災害対策本部を中心に、統合型GISを活用した災害情報の一元化や統括局の移設計画を行っている。</p> <p>3 令和元年19号台風の災害以降、職員初動マニュアル等の見直しを行っている。</p> <p>4 前回改定以降、上位計画の修正があった。</p>			
対応策	<p>1 分かりやすい計画となるよう計画体系及び編の構成を見直す。</p> <p>2 実践的な災害対策本部体制を構築し、計画に反映する。</p> <p>3、4 過去の災害の教訓及び上位計画の修正内容を計画に反映する。</p>			
協議結果				

# 笛吹市地域防災計画改定の概要（案）

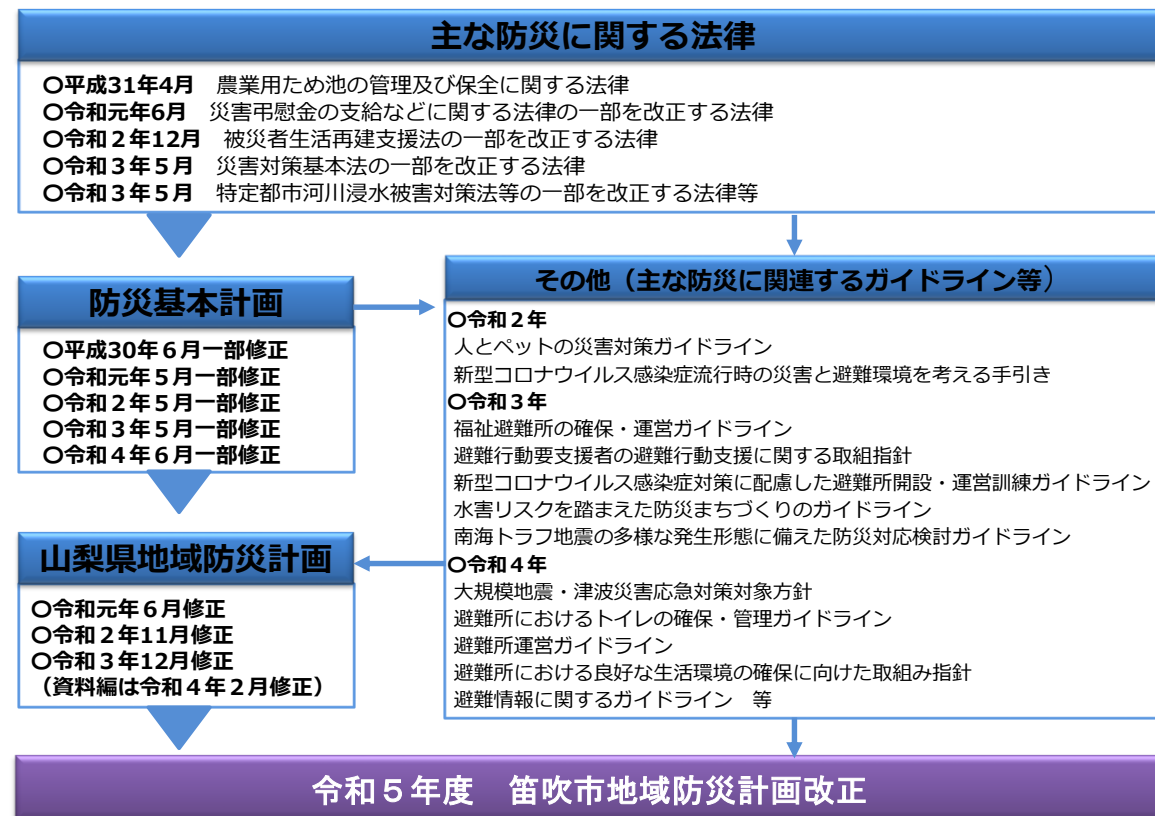
## 1 計画の位置づけ

「笛吹市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成される国の「防災基本計画」や同法第40条に基づき作成される「山梨県地域防災計画」の内容等に抵触しないものとされている。



## 2 改定の趣旨

現在の「笛吹市地域防災計画」は平成30年3月に改定しているが、その後に災害対策基本法等の防災に関連する法律の改正や上位計画である防災基本計画や山梨県地域防災計画が修正されていることから、令和5年10月末までにそれらの内容と整合を図るため改定する。



## 3 主な改定課題

### (1) 法律の改正、国、県、市の他計画との整合性の確保

- ア 災害対策基本法の一部を改正する法律の内容（避難勧告、避難指示の一本化等）をはじめ、令和4年6月改正の防災基本計画、令和3年12月改正の山梨県地域防災計画等の改正内容を反映する必要がある（県は令和4年度内に地震被害想定見直し予定）。
- イ 被災者生活再建支援金の支給対象が「中規模半壊世帯」に拡大したことや、災害救助法による住宅の応急修理制度の拡充（令和元年10月23日内閣府告示第378号）に伴い、災害救助法適用時の住宅の応急修理に関する支援内容が「準半壊」の住家まで対象とされたことなどを反映する必要がある。
- ウ 市の国土強靱化地域計画（令和3年3月）、都市計画マスタープラン（令和3年3月）、ハザードマップ（令和3年2月）、地区防災計画等の最新情報を反映する必要がある。
- エ 令和4年度末に、県から示される南海トラフ地震の被害想定を反映する必要がある。

### (2) 業務継続計画及び災害時受援計画との調整等

- ア 業務継続計画を実効性が伴う内容に見直し、災害時受援計画を策定することにより、新たに整理される各所属の災害発生後の役割や応援内容等について、笛吹市地域防災計画の内容と相互に調整する必要がある。

### (3) その他ガイドライン等の反映

- ア 令和3年5月の避難情報の改正に伴う「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」の改定を踏まえ、避難情報の名称等を修正する必要がある。
- イ 「南海トラフ地震臨時情報」および「南海トラフ地震関連解説情報」を反映するため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（令和3年5月：内閣府）」を参考にとるべき防災対応を検討し、計画に位置付ける必要がある。

## 4 改定の方向性

### (1) 実践的な災害対策本部体制の構築

- ア 地震災害をはじめ、近年、激甚化する風水害に対応できる災害警戒本部、災害対策本部体制の見直しを検討する。
- イ 初動マニュアル、水防計画、業務継続計画、災害時受援計画を一貫した考えのもと策定し、計画に反映する。

### (2) 過去の災害の教訓と上位計画の改定内容の反映

- ア 令和元年台風第19号災害等の教訓や防災関連法令、防災基本計画、山梨県地域防災計画の改正内容、その他指針、提言等の内容を着実に整理し、計画に反映する。

### (3) わかりやすい計画となるように工夫 ※別紙1、2参照

- ア 地域防災計画の実効性や実用性を高めるために、市の地域防災に関わる多くの人が読み、理解できるようにわかりやすくなるように工夫する。

## ※1 全体構成（案）

### (1) 全体構成を見直す

地域防災計画は、災害対策基本法で定めることが求められた法定計画であり、国の防災基本計画や県の地域防災計画等に抵触せず、整合を図る必要があること、また、抜け、漏れ、落ちなく災害に係る予防、応急、復旧の全般にかかる対策について網羅・記述しなければならないことから、一般的に、厚く読みづらいものとなっている。

そこで、ISO（国際標準化機構）の品質マネジメントシステムで要求される文書管理を参考に、本編はなるべく薄い冊子で市民を読み手と意識したもの、手法編は職員を読み手として、具体的な業務プロセスを示すものとして分けることによって、既存の計画書の全体構成を抜本的に見直す。

#### ア 全体構成見直し概要

- (ア) 読み手を意識して計画体系を変更する。
- (イ) 本編の記述量を減らして読みやすくする。(100 頁程度)
- (ウ) 本編は、なるべく薄い冊子で市民を読み手と意識したもの、手法編は職員を読み手として意識し、具体的な業務プロセスを示すものとして再編。

#### イ 計画体系見直しイメージ

笛吹市地域防災計画		構成 変更案	現行 計画
<b>本編</b> 読者：市民・市長		約 100 頁	約 350 頁
<b>手法編</b> 読者：職員		約 100 頁	
<b>資料編</b> 各種様式・リスト		約 150 頁	

※計画には書ききれない具体的な作業手順  
特に人命確保が優先される 72 時間以内の初動対応

初動マニュアル

#### メリット

- ・本編は、直感的にわかりやすく、読みやすくなる。
- ・手法編の作成により 5W1H が明確になる。

#### デメリット

- ・県内で実例がない。
- ・県や他の市町村との計画の比較検証がしづらい。

## ※2 編集方針（案）

### (1) 編の構成を見直す

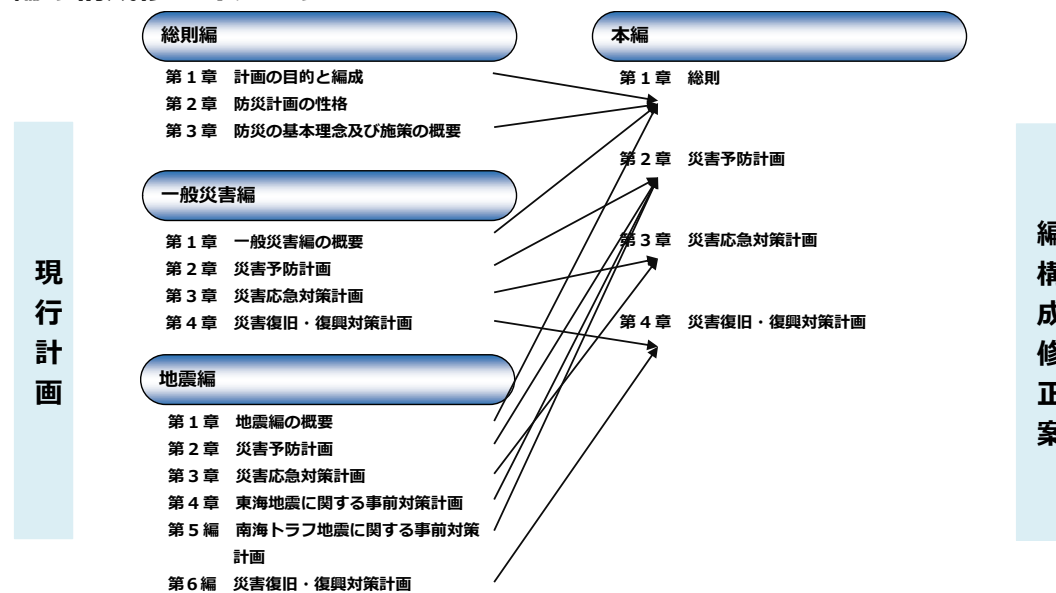
これまでの計画は、総則編、一般災害編、地震編を分けて管理してきたが、一般災害編と地震編で共通する部分が多くあるため、本編に統合する。

また、災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画に記述される内容で、職員が実際の災害時に読むべき具体的な業務内容や業務手順は、手法編に移行し、本編は、活動方針を示すなど、なるべく文章を減量化する。

#### ア 編の構成見直し概要

- (ア) 「準用する。」という記述を無くし、シンプルな章構成に変更する。
- (イ) 記述量は減り、現行計画よりは読みやすくなる。

#### イ 編の構成修正イメージ



### (2) レイアウトを見やすく編集

これまでの計画は、実施主体が具体的ではなく、前提や方針、実施内容等が混在されて記述されてきたため、実施主体（担当）を明確にし、方針と実施内容を明確に区分して、読みやすくするなどの工夫を行う。

#### ア レイアウト修正イメージ

**第1節 災害に強いまちづくり**

市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより、総合的な防災・減災対策を講じることに  
より、災害に強いまちの形成を図る。

**第1 防災拠点の整備**

**【担当課】 防災危機管理課**

**計画方針**

- 市は、災害時に効率的で安全性の高い防災対策を推進するため、防災階層を設定し、階層ごとに必要な防災施策を推進することにより、市全域の防災力の推進を図る。
- 災害時において、本市が実施する防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置付けて、防災機能の充実を図るとともに、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

**【実施内容】**

① 防災階層の構築

○防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図るため、次の防災階層を設定し、各階層で自立的に防災対策を推進するとともに、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

担当を明確化

計画方針と実施内容等に分類するなど、記述フォームを統一

地域防災計画手法編のイメージ

職員初動マニュアルのイメージ

第5 災害救助法の適用

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	概要
1 被害概況を把握する					
1-1	119番通報等で把握している一次的な地域の人的被害、住宅被害概況を市本部に報告する	消防本部	直後～		
1-2	住民からの情報提供等により覚知した人的被害、住宅被害概況を市本部に報告する	各支所	直後～	自治会	
1-3	県と連絡調整し、市域や県域における住宅被害概況を把握し、市本部に報告する	統括局	直後～	県	
1-4	被害概況の調査結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する、または該当する見込みがあるか判断する	統括局	3時間～		
2 災害救助法の適用を申請する					
2-1	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県知事に報告し、災害救助法の適用を申請する	統括局	3時間～	県	
2-2	県が被災するなど、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手する	統括局	3時間～		
2-3	災害救助法による応急救助に直ちに着手した場合は、直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う	統括局	3時間～		
3 災害救助法に基づく救助の実施内容を取りまとめる					
3-1	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	統括局 福祉班	24時間～		
3-2	各班の救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる	統括局 福祉班	24時間～		
3-3	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	統括局 福祉班	1週間～		
4 救助実施状況の記録を作成し、報告する					

●災害救助法の適用申請

目標開始時間	3時間以内	受援	不要
地域防災計画	第3章/第●節 災害救助法の適用計画		

災害救助法の適用

- (1) 災害救助に関する情報を収集し、全体的な対応方針の検討をおこなう
  - 収集した情報から全体的な災害状況の把握、対応方針の検討、実施調整をおこなう
    - 適用基準 ⇒ ≪別冊≫『地域防災計画/第3章/第●節 災害救助法の適用計画』
    - その他参考 ⇒ ≪別冊≫『地域防災計画/資料編● 救助法による救助の程度、方法及び期間』
- (2) 災害救助法の適用を申請する
  - 各班からの情報より、家屋の被害状況等を把握する
  - 災害救助法の適用基準に該当するまたは該当する見込みがあるか判断する
  - 本部会議にて本部長に災害救助法適用の判断を上申する
  - 口頭または電話により、県知事に災害救助法の適用を申請する
- (3) 災害救助法に基づく救助の実施する
  - 災害救助法の適用について各班に周知する
  - 各班の救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる
  - 救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する
- (4) 救助実施状況を報告する
  - 各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する
  - 様式を取りまとめ、救助にかかった費用等を県に報告する

災害救助法の運用【事務の流れ】



特に人命確保が優先される72時間以内に対応が必要な業務は初動マニュアルとして編集

地域防災計画には書ききれないノウハウやコツ等を整理

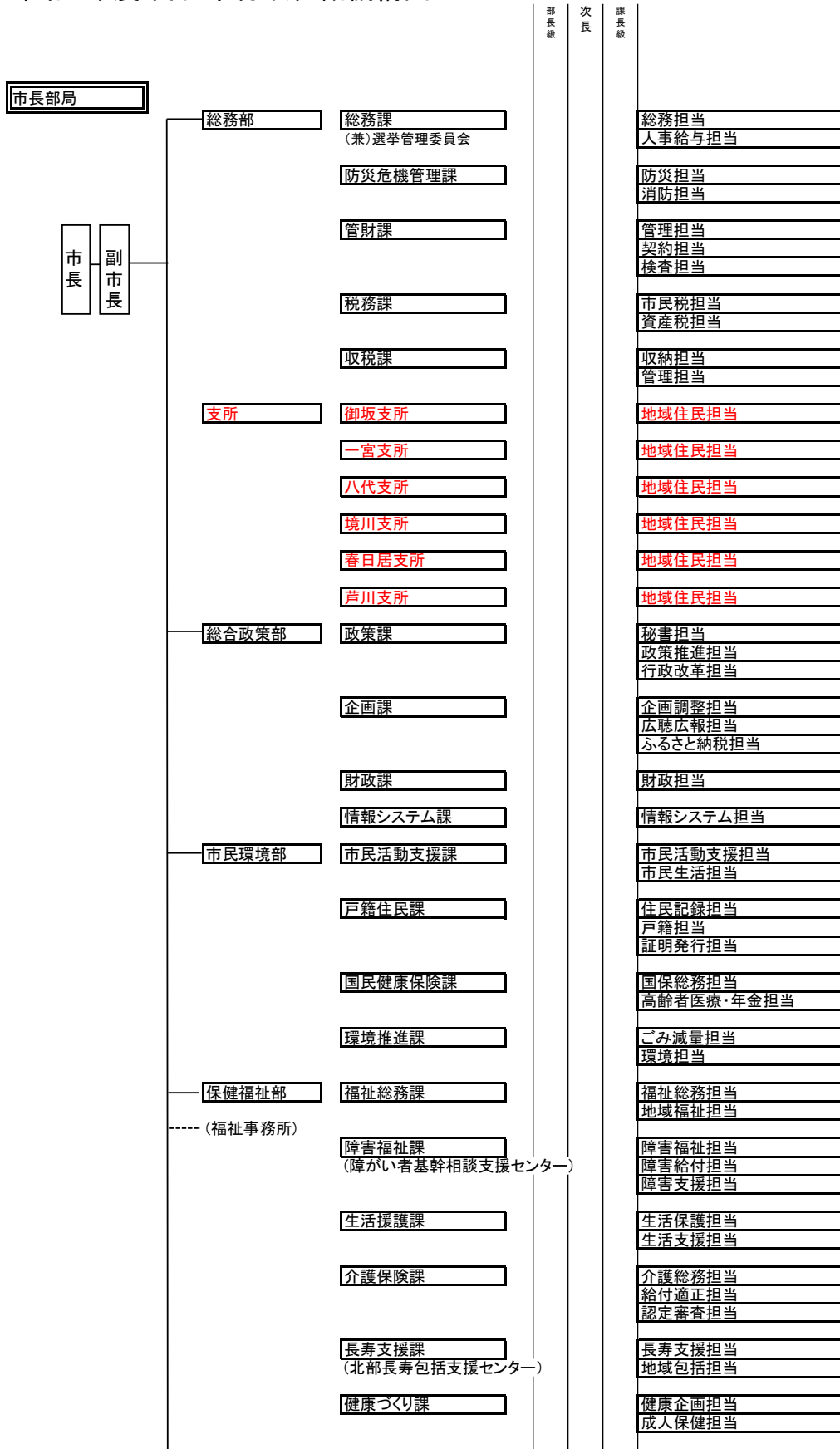
どのように

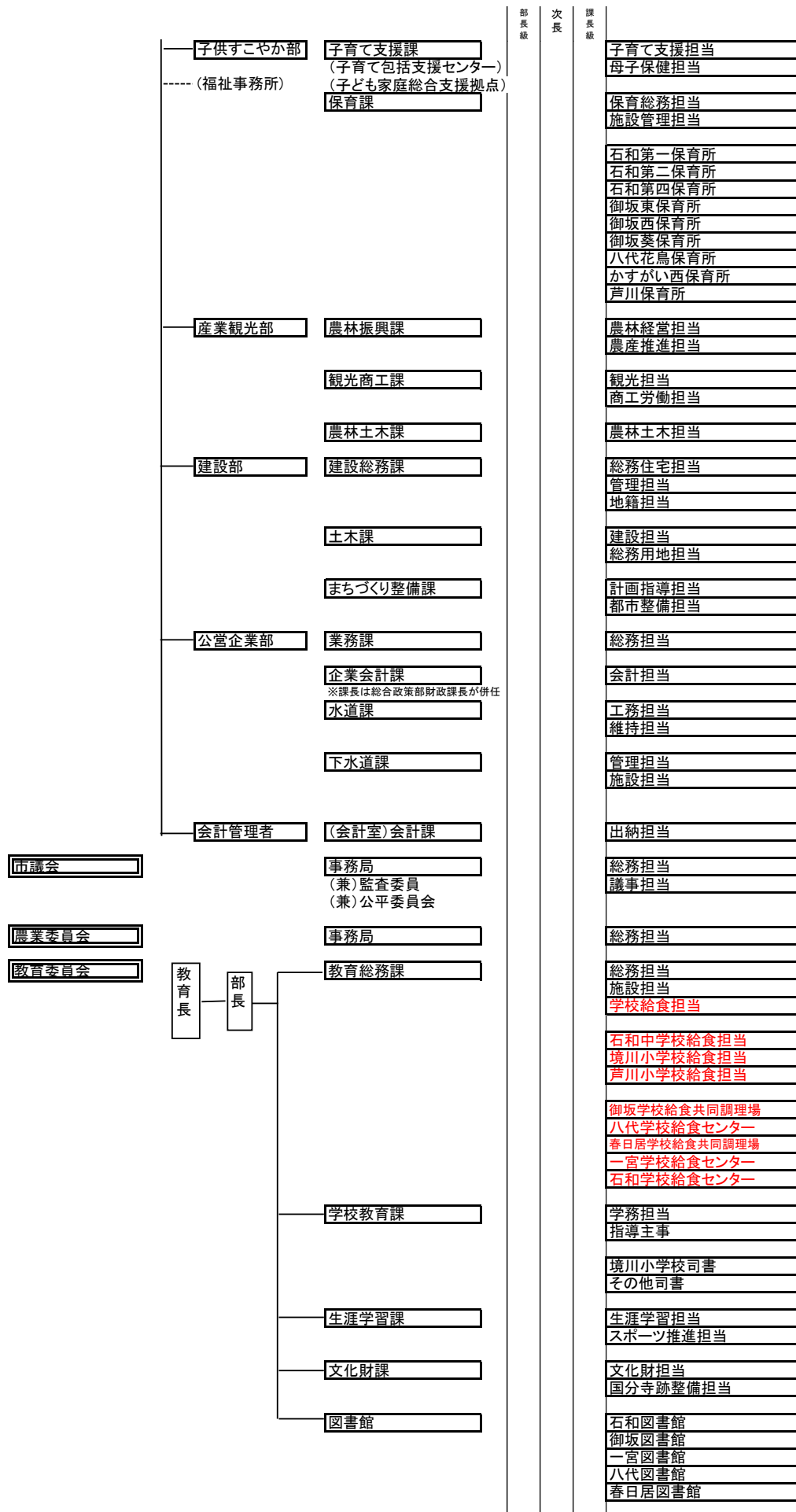
## 庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和5年1月12日提出	
件名	令和5年度行政組織の編成について	部局名	総合政策部
概要	第5次行財政改革大綱では、事務事業の効果的实施、また新たな行政課題や多様化、高度化する市民ニーズに対応し、市民サービスの維持向上等を図るため、最適な組織体制の構築及び適正な人員配置を目指すこととしている。各部局ヒアリング及びその後の協議結果を踏まえ、令和5年度における組織編成が決定したので報告する。		
経過	令和4年11月7日～11月16日 各部局に対するヒアリングを実施 〃 11月下旬～12月中旬 関係部局との個別協議 令和5年1月6日 市長懸案協議において決定		
問題・課題	<p>1 教育委員会(学校教育課)</p> <p>小中学校に係る幅広い事務を所管しており、課の規模(業務量、職員数等)が大きく、管理職によるマネジメントがしづらくなっている。</p> <p>2 支所</p> <p>令和3年度に実施した業務分析において、支所間で市民へのサービス水準に差異があることが判明した。</p> <p>また、支所の消防担当については、災害発生時のみならず平時においても、防災危機管理課から直接的に支持を受ける場面が多い上に、来年度からは、消防団員の処遇改善の一環として、年額報酬及び出動報酬の団員個人口座への振込も始まることから、防災危機管理課との関係を整理する必要がある。</p>		
対応策	<p>1 教育委員会学校教育課の学校給食担当を教育総務課へ所管替えをし、課の規模の適正化及び事務事業の効果的实施を図る。なお、学校給食担当の執務場所は、現状のままとする。</p> <p>2 支所を総務部の所管とし、総務部長によるマネジメントのもと、支所の業務内容を統一し、支所を利用する市民へのサービス水準の標準化及び適正な人員配置を行うこととする。</p> <p>支所の消防担当は、防災危機管理課との兼務とする。</p>		
協議結果			

# 令和5年度 笛吹市行政組織機構図

R5.1.12







消防本部  
公安職  
行政職

消防本部

管理課

消防課

予防課

指令課

消防署

部長級

次長

課長級

消防総務担当  
消防学校  
救命研修所  
防災航空隊派遣  
緊援隊事務局派遣

消防担当  
防災救急担当

予防担当  
危険物担当

通信担当  
第1部通信担当  
第2部通信担当  
第3部通信担当

第1部当直司令  
第1部警防救助担当  
第1部救急担当  
第1部予防担当

第2部当直司令  
第2部警防救助担当  
第2部救急担当  
第2部予防担当

第3部当直司令  
第3部警防救助担当  
第3部救急担当  
第3部予防担当

西部出張所長  
西部出張所第1部消防担当  
西部出張所第2部消防担当  
西部出張所第3部消防担当

東部出張所長  
東部出張所第1部消防担当  
東部出張所第2部消防担当  
東部出張所第3部消防担当

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和5年1月12日提出	
件名	第三次笛吹市社会教育計画(案)について	部局名	教育委員会
概要	<p>笛吹市社会教育計画は、時代の変化や課題を踏まえた上で、笛吹市が目指す社会教育の考え方を明らかにし、社会教育の一層の振興を図るために、具体的な取組を定めるものである。</p> <p>第二次笛吹市社会教育計画が令和4年度に計画期間満了となるため、新たに令和5年度から令和8年度までの4年間の計画期間とした「第三次笛吹市社会教育計画」を策定する。</p>		
経過	<p>平成23年度に第一次計画、平成26年度に第一次計画(改訂版)、平成30年度に第二次計画を策定した。</p> <p>第三次計画の策定に向けて、令和4年8月8日に社会教育委員の会議兼公民館運営審議会に諮問を行い、審議してきた。</p>		
問題・課題			
対応策	<p>別添のとおり、計画案をとりまとめた。</p> <p>今後の予定は次のとおり。</p> <p>令和5年1月 社会教育委員の会議兼公民館運営審議会にて審議 議会全員協議会で計画案を説明</p> <p>令和5年1~2月 パブリックコメント実施</p> <p>令和5年2月 社会教育委員の会議兼公民館運営審議会から答申</p> <p>令和5年3月 計画策定</p>		
協議結果			

# 第三次笛吹市社会教育計画

(案)

令和5年3月

笛吹市教育委員会

## 目 次

第1章 計画の基本理念	1
第2章 笛吹市の現況	4
第3章 社会教育計画の施策	12
1 「子育てしやすいまちづくり」	
(1) 未来を担う青少年を育む環境づくりについて	12
2 「人と文化を育むまちづくり」	
(1) 人生を彩る生涯学習の推進について	16
(2) 地域文化の普及と活用への取組の推進について	22
令和4年度 笛吹市社会教育委員名簿	28

# 第1章 計画の基本理念

## 《計画策定の趣旨》

笛吹市では、平成30年4月1日から8年間を計画期間とする第二次笛吹市総合計画を策定しています。少子高齢化の進行や人口減少、単身世帯の増加、未婚率の上昇、大規模災害への不安の高まり、厳しい財政状況など、様々な課題へ対応するため、『ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～』を将来像に掲げ、様々な施策を展開しています。また、社会教育の分野においても時代の変化や課題を踏まえた上で、笛吹市が目指す社会教育の考え方を明らかにし、具体的な取組を定めるため、平成31年度から4年間を計画期間とする第二次笛吹市社会教育計画を策定し、社会教育の振興を図ってきました。

しかしながら、近年の社会教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。情報化の進展により、コミュニケーションの多様化やスマートフォンなどの普及に伴い容易に多くの情報を得やすくなり、生活の利便性が向上している一方、インターネット等による有害情報の氾濫、SNS利用者の低年齢化、インターネットを介したいじめや犯罪被害も問題となっています。

また、家族形態及び就労形態の多様化による地域のつながりの希薄化については、令和元年12月に発生し令和2年から世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の対応により、人と接する機会が急激に失われ、さらに地域コミュニティを維持することが難しくなっています。

このようなことから、笛吹市教育委員会では、第二次笛吹市社会教育計画に基づく社会教育の取組の評価と今日的課題を踏まえ、第三次社会教育計画を策定します。

## 《計画の期間》

第三次笛吹市社会教育計画の期間は、令和5年度から令和8年度の4年間とします。

## 《計画策定の基本方針》

第二次笛吹市総合計画の社会教育に関する分野の施策と各種行政計画との関係は、図1のとおりです。本計画は、第二次笛吹市総合計画実施計画の12の施策のうち、社会教育に特に関係が深い次の2施策における取組の方向性について、その具体策を定めるものとします。

### 1 「子育てしやすいまちづくり」

(取組の方向性)

#### (1) 未来を担う青少年を育む環境づくり

## 2 「人と文化を育むまちづくり」

(取組の方向性)

- (1) 人生を彩る生涯学習の推進
- (2) 地域文化の普及と活用への取組の推進

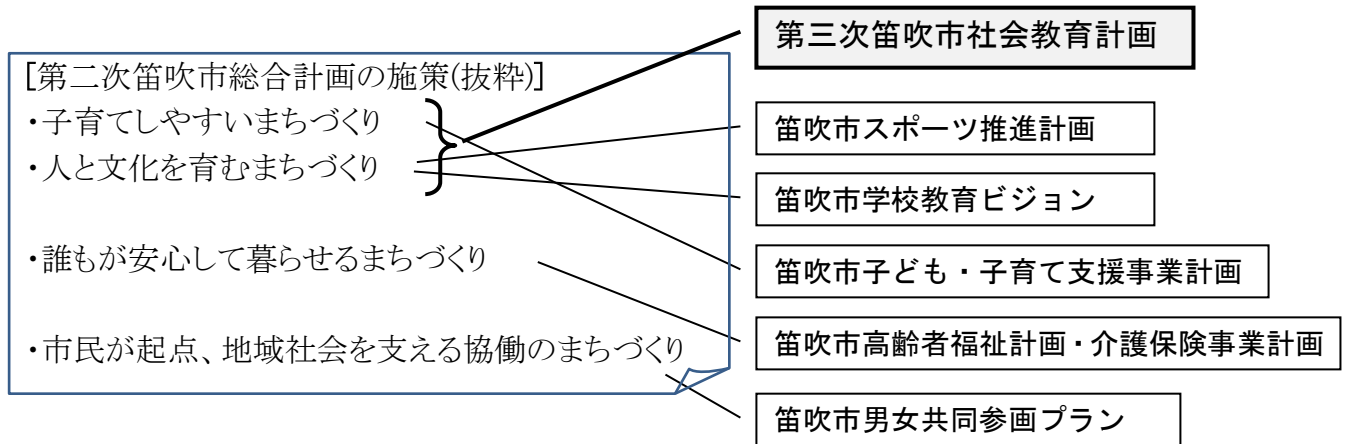


図1 第二次笛吹市総合計画の社会教育分野の施策と各種行政計画の関係

### 《計画の基本理念》

社会教育法第二条において、「社会教育」とは学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動<sup>1</sup>とされています。

笛吹市は、子どもや若者の健全な育成を地域で見守り、支えるため、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、市民ニーズが多様化する中で、市民が学ぶ意欲を持ち、新しい知識の習得を励みとして学習できる環境づくりを目指します。

また、多くの市民が優れた芸術に触れ、地域の貴重な歴史的・文化的遺産を身近に感じられる環境を提供することも必要であり、地域活力の向上、地域を支える人材の育成に向けて、社会教育の分野で寄与していくことが重要となっています。

こうしたことから、第三次笛吹市社会教育計画の基本理念を、

### 『 学びあい 支えあい 高めあう地域力 』

とします。

<sup>1</sup> 教育活動とは、体育及びレクリエーションの活動を含む。

## 《SDGs<sup>2</sup>との関係》

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市SDGs推進方針」を定め取り組んでおり、各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。

そのため、本計画についても、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためのものであることから、社会教育計画の施策ごとに関係するSDGsの目標を示し、SDGsの達成に向け推進していきます。

### SDGsの17の目標



<sup>2</sup> SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

## 第2章 笛吹市の現況

本章では、笛吹市の社会教育を取り巻く状況を整理します。

### 1 歴史及び文化

笛吹市は、都心から西に100kmの首都圏に位置し、東を大月市、西を県庁所在地の甲府市、南を南都留郡富士河口湖町、北を山梨市、北東を甲州市と接しています。

市内には、釈迦堂遺跡をはじめ桂野遺跡や一の沢遺跡などの縄文時代中期の大集落遺跡や岡・銚子塚古墳を代表とする古墳群、甲斐国最古の寺院である寺本廃寺、奈良時代の甲斐国分寺・国分尼寺など遺跡や史跡が多くあります。また、慈眼寺や甲斐国一宮浅間神社等の重要文化財建造物が残されており、古代から中世には甲斐国の中枢機関が置かれるなど、4世紀の古墳時代から武田信虎が甲府躰躰ヶ崎に拠点に移すまでの約千年にわたり、笛吹市が甲斐国の中心地であったことがうかがえます。

中世以降、街道が整備されると、人馬の往来が盛んになり、甲州街道や鎌倉街道の街道沿いは宿場町として賑わうようになりました。

近代から現代にかけては、境川町を拠点に飯田蛇笏(明治18年～昭和37年)・龍太(大正9年～平成19年)が俳壇で活躍し、毎月の句会が開催されるなど、俳句文化が定着してきています。また、平成24年には市内出身で小説家の辻村深月氏が直木賞を受賞し活躍しています。

産業においては、昭和36年に石和町のぶどう畑から温泉が湧き出し、その後山梨県内でも規模の大きい温泉地となりました。また、主要農産物である桃・ぶどうについて、果実郷を築きあげてきた先人たちの偉業をたたえ、発展させていくために、平成17年に「桃・ぶどう日本一の郷」を、平成25年に「日本一桃源郷」を宣言しました。

また、本市を含む峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムが令和4年に世界農業遺産に認定されました。

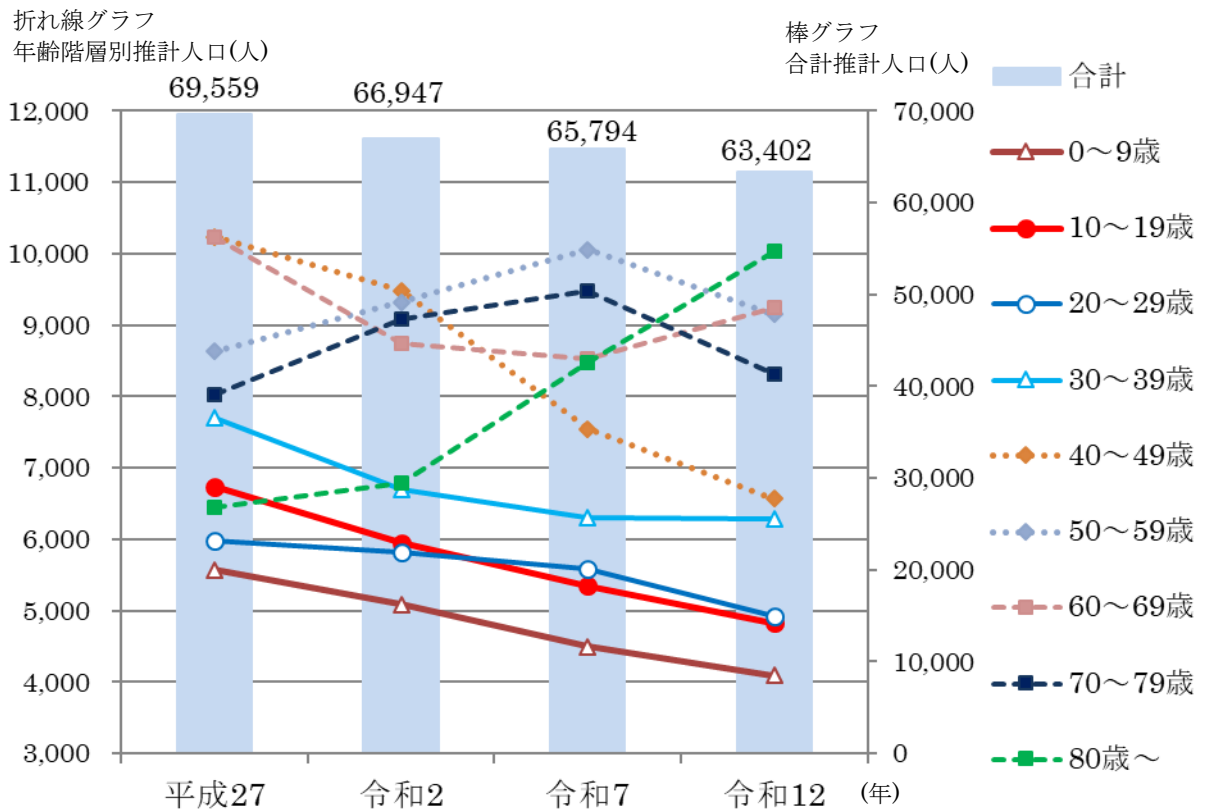
### 2 人口及び世帯数

令和2年国勢調査によると、笛吹市の人口は66,947人で、平成27年調査時の69,559人から2,612人減少しています。一方、世帯数は26,916で、平成27年の26,268から648世帯増加しています。1世帯あたりの世帯人員は2.49人で、平成27年の2.65人から0.16人減少しており、核家族化が進行しています。

高齢化も進んでおり、平成17年に高齢化率が20%を越え、令和2年には30.5%となりました。



また、国立社会保障・人口問題研究所『日本の市町村別推計人口』（平成30年3月推計）によると、笛吹市の将来推計人口は、令和7年には65,794人、令和12年には63,402人になると推計されます(図2)。将来推計人口を年齢階層別に見ると、平成27年以降から、0～9歳及び10～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳が減少傾向にあり、80歳以上が増加傾向にあります。



将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している『日本の市町村別推計人口』（平成30年3月推計）の推計値  
平成27年、令和2年については国勢調査数値

図2 笛吹市の年齢階層別将来推計人口

### 3 行政区加入率

山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表及び笛吹市広報配布戸数（行政区加入戸数）に基づき算出した行政区加入率（図3）は、平成29年度は81.6%、令和3年度は79.35%と5年間で2.25ポイント減少しています。

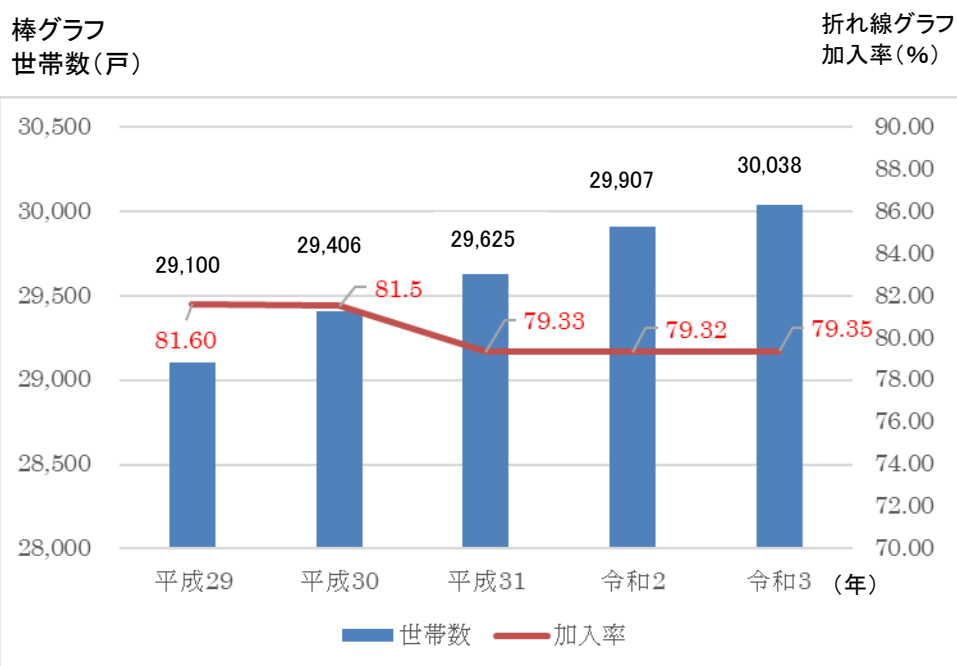


図3 笛吹市の行政区加入率

#### 4 産業

令和2年国勢調査によると、笛吹市の産業別就業者数は、第1次産業が16.1%、第2次産業が21.4%、第3次産業が62.5%で、全国の都市と比べて第1次産業の割合が高いという特徴があります。中でも、桃・ぶどうの収穫量、出荷量及び栽培面積は、ともに全国1位で、桃の開花時期や桃・ぶどうの収穫期など四季を通じて多くの観光客を迎えております。令和3年山梨県観光入込客統計調査報告書によると、年間138万人が果実と温泉を求めて、訪れる観光地となっています。

また、恵まれた温泉施設を活用した公営温泉施設や足湯広場は、市民や観光客の癒しの場、憩いの場として親しまれています。

#### 5 交通及び生活圏

市内には、JR中央本線石和温泉駅と春日居町駅の2つの鉄道駅と、中央自動車道一宮御坂IC、笛吹八代スマートICが立地しており、また、5本の国道(20号、137号、140号、358号、411号)が通過するなど、鉄道と道路交通の要衝となっています。

令和2年度国勢調査によると、笛吹市は主に甲府市、山梨市及び甲州市に通学圏や通勤圏をもち、笛吹市から甲府市へ10,050人、山梨市へ2,276人、甲州市へ1,352人が通学及び通勤しています。また、笛吹市へは甲府市から5,563人、山梨市から2,028人、甲州市から1,509人が通学及び通勤しています。

なお、甲府市とは日常の買い物等の生活圏としてのつながりも深くなっています。

## 6 市の財政及び予算

令和4年度の笛吹市一般会計当初予算を見ると、歳出総額が388.8億円で、うち教育費が46.1億円となっています(図4)。教育費のうち、社会教育費は5.3億であり(図5)、その内訳は、社会教育施設整備費<sup>3</sup>が0.2億円、社会教育施設費<sup>4</sup>が1.5億円、社会教育費が1.0億円、図書館費が1.5億円、青少年育成費が0.2億円、文化財保護費が0.9億円となっています。(図6)

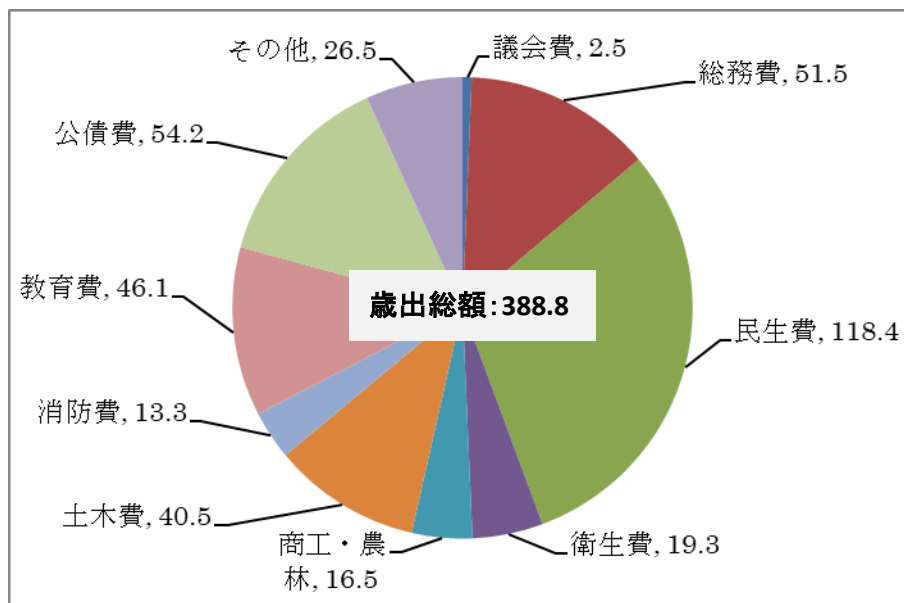


図4 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 (単位:億円)

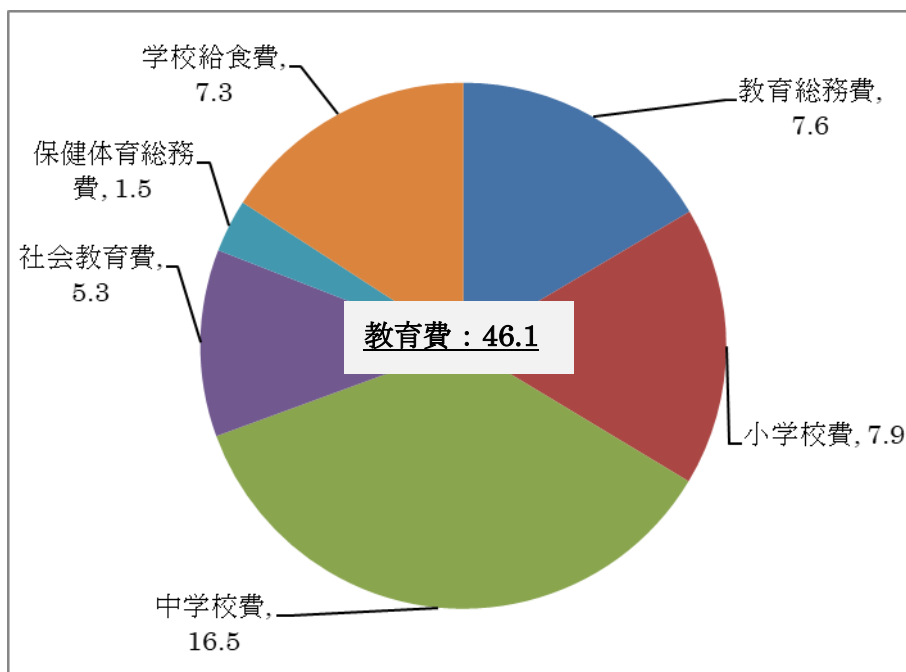


図5 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 教育費の内訳 (単位:億円)

<sup>3</sup> 社会教育施設整備費とは、社会教育施設修繕に係る経費。

<sup>4</sup> 社会教育施設費とは、社会教育施設管理に係る経費。

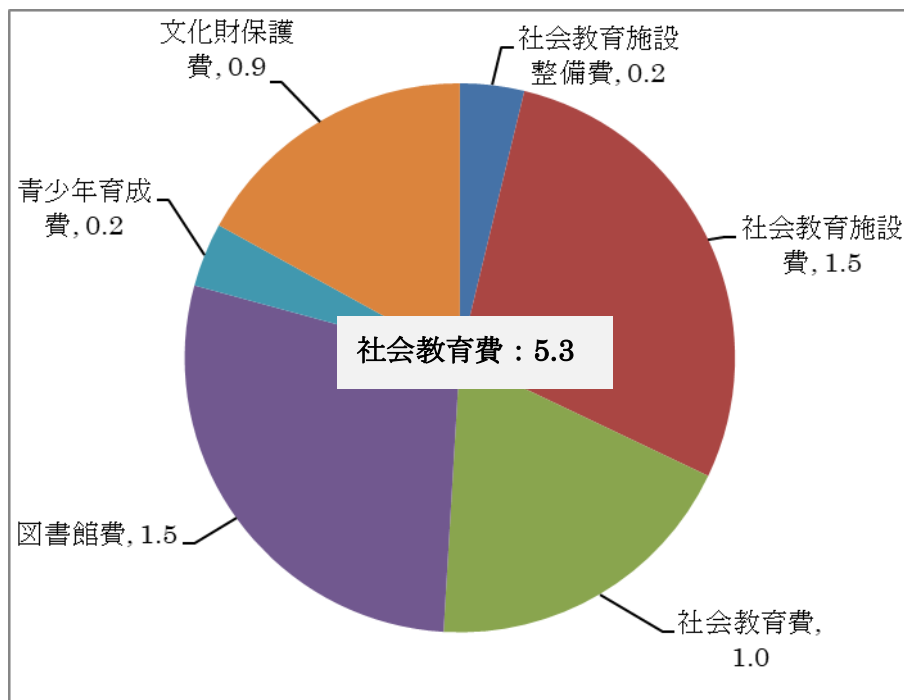


図6 令和4年度笛吹市一般会計歳出当初予算 社会教育費の内訳 (単位:億円)

## 7 学校及び子育て支援施設

市内には、小学校 14 校、中学校 5 校、高等学校 1 校、高等支援学校 1 校、保育園等 27 園、幼稚園 1 園、その他子育て支援施設が 23 施設あります。

### [学校]

市立小学校(14校、3,193人<sup>5</sup>)、市立中学校(5校、1,556人<sup>5</sup>)

県立高等学校(1校、普通科、果樹園芸科、食品化学科、総合学科)

県立高等支援学校 (1校、産業技術科)

### [保育園]

市立(11園、定員1,075人<sup>5</sup>(うち、指定管理2園、定員230人))

私立(7園、定員560人<sup>5</sup>)

### [認定こども園]

私立(8園、定員810人<sup>5</sup>)

### [小規模保育事業所]

私立(1園、定員19人<sup>5</sup>)

### [幼稚園]

私立(1園)

### [その他子育て支援施設]

児童館・児童センター(6施設)、学童保育所(10施設)、子育て支援センター(7施設)

<sup>5</sup> 令和4年4月1日現在の人数。

## 8 社会教育施設

市内には、社会教育施設が 15 施設、文化施設 4 施設、その他の文化施設が 2 施設あります。

### [社会教育施設]

スコレーセンター(石和図書館)、スコレーパリオ、御坂農村環境改善センター、学びの杜みさか(御坂図書館)、花鳥児童館、御坂東部地区コミュニティー施設、御坂地区陶芸施設、いちのみや桃の里ふれあい文化館(一宮図書館)、八代総合会館(八代図書館)、若彦路ふれあいセンター、境川総合会館、あぐり情報ステーション(春日居ふるさと図書館)、芦川ふるさと総合センター、芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里

### [文化施設]

八田御朱印公園、青楓美術館、八代郷土館、春日居郷土館

### [その他の文化施設]

一部事務組合立釈迦堂遺跡博物館、山梨県立博物館

## 9 青少年のインターネット利用環境

令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査(令和4年3月内閣府)によると、年齢別の子供のインターネット利用状況は、0歳で11.6%、1歳で33.7%、2歳では62.6%となっています。また、小学生では、82%以上、中学生では97%以上が利用しており、多くの青少年がインターネットを利用しています。(図7)

一方、笛吹市における携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)の利用状況については、市内小中学校に在籍する小学3年生及び5年生、中学2年生を対象にアンケート調査した山梨県教職員組合笛吹支部発行「令和3年度笛吹教育白書」によると携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)の所有率は、小学3年生で52.4%、小学5年生で64.6%、中学2年生では86.6%となっています。(図8)

携帯電話(スマートフォン及びタブレット端末を含む)を所有している児童生徒の主な利用状況では、多くは家族(保護者)との連絡手段に利用されていますが、中学2年生では、友達との連絡手段に64.6%が利用しています。連絡手段以外の利用方法としては動画視聴やゲーム、勉強で分からない事を調べるといった事に利用しています。動画視聴では、小学3年生で38.7%、小学5年生で41.8%、中学2年生で48.9%が利用しています。ゲーム(オンライン含)では、小学3年生で37.5%、小学5年生で34.1%、中学2年生で34.6%が利用しています。勉強で分からない事を調べるでは、小学3年生で30.9%、小学5年生で21.6%、中学2年生で17.0%が利用しています。連絡手段以外の利用では、動画視聴の利用がどの学年も多くなっています。(図9)

利用状況(%)

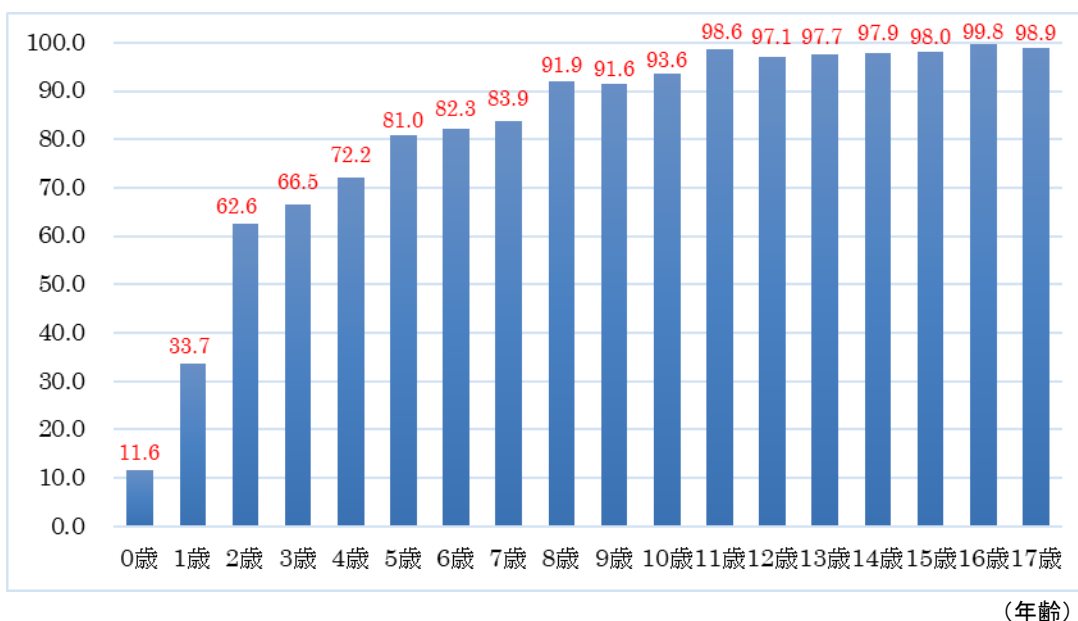


図7 令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(令和4年3月内閣府発行)  
年齢別の子供のインターネット利用状況(%)

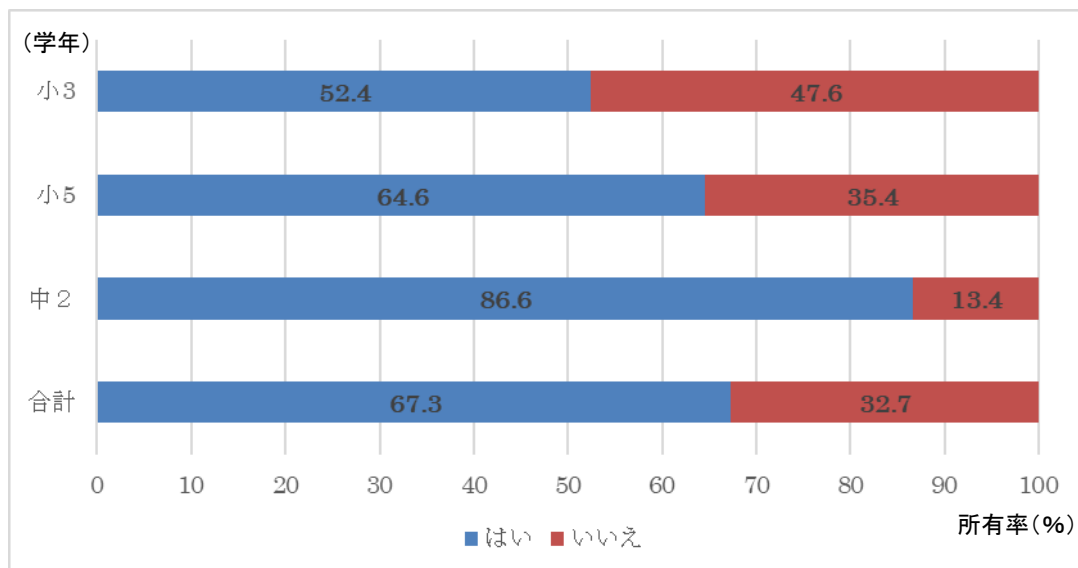


図8 令和3年度 笛吹教育白書(山梨県教職員組合笛吹支部発行)発行)  
携帯電話(スマートフォン、タブレット含む)所有率(%)

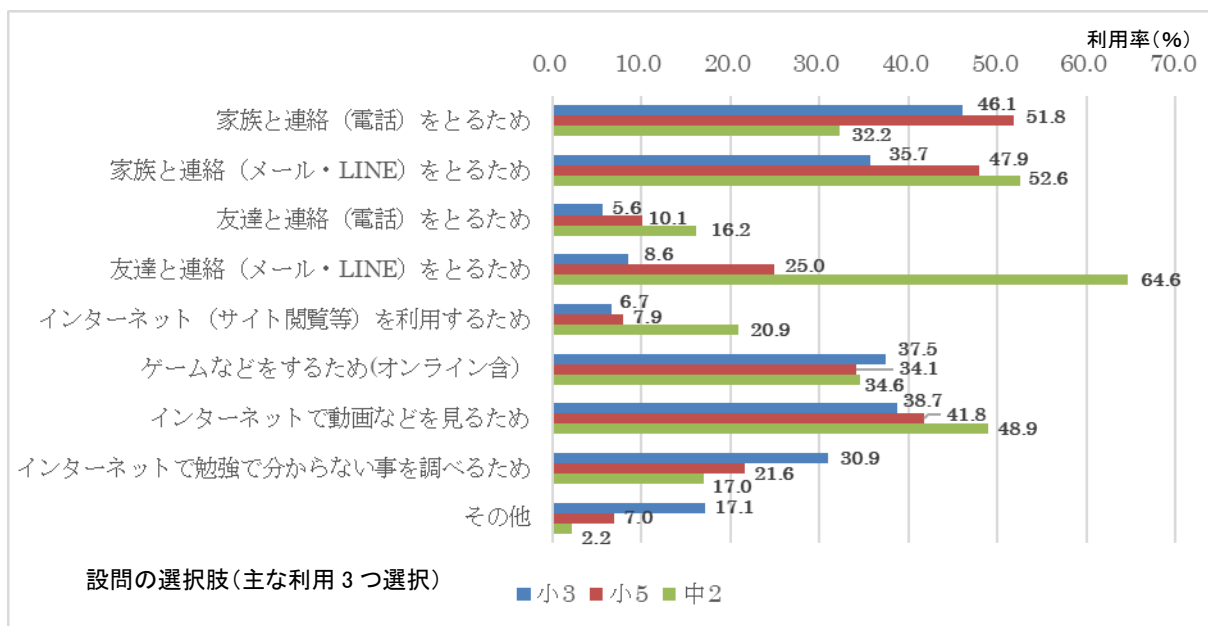


図9 (「もっている」と答えた子に対して)携帯電話(スマートフォン、タブレットを含む)を主に何のために使っていますか(%) 主な利用3つ選択

# 第3章 社会教育計画の施策

本章では、第二次笛吹市総合計画における社会教育に関する2つの施策「子育てしやすいまちづくり」と「人と文化を育むまちづくり」の取組の方向性について、現状と課題及び問題点を整理し、施策実現に向けた取組を示します。

## 1 「子育てしやすいまちづくり」

### 取組の方向性

#### (1) 未来を担う青少年を育む環境づくりについて

##### ア 現状

- ・平成19年度に、石和町富士見地区に暴力団事務所が進出し、市民全体で追放活動を始め、富士見地区暴力団追放対策協議会のもと継続的な取組の結果、令和4年3月に土地の売却が決定し、暴力団事務所が撤去されました。
- ・深夜営業をしているアミューズメント施設やネットカフェ、公園など、深夜から早朝にかけて青少年のたまり場になりやすい施設があります。
- ・平成23年度に、アミューズメント施設周辺及び石和温泉駅周辺、さらに平成26年度に清流公園に防犯カメラを設置しました。
- ・平成29年度に石和温泉駅前交番が開設されました。
- ・インターネット犯罪やSNSを使ったいじめ等、青少年に有害な情報がスマートフォンやインターネットのウェブサイト上に氾濫し青少年を巻き込む事件が発生しています。
- ・保護者から、不審者対策を強化してほしいとの声が寄せられています。
- ・笛吹警察署管内の非行少年及び補導者数は、令和元年度が727人、令和2年度は623人と減少しました。さらに令和3年度には331人となっています。
- ・少子化や地区コミュニティの希薄化など近年の社会情勢から、子どもクラブ等の青少年関係団体への加入者は年々減少し、子どもクラブ活動に影響していますが、笛吹市では、子どもクラブ球技大会を積極的に開催するなどして活動の推進をしています。
- ・青少年育成コーディネーターを配置し、支援体制が充実しています。
- ・核家族化や地区コミュニティの希薄化、青少年を取り巻く社会環境等の変化により社会性に欠ける子どもが増えてきています。
- ・有害図書類・有害がん具類の自動販売機が市内1箇所(境川地区)に設置され



たままになっています。

- ・民法の改正により、令和4年に成人年齢が20歳から18歳に引き下げになりました。
- ・家庭教育を充実すべきだとの意見が寄せられています。

## イ 課題及び問題点

- ・娯楽施設等に対して、青少年防犯体制の協力を呼びかけていく必要があります。
- ・学校、家庭、地域、団体が防犯意識を高める取り組みを行う必要があります。
- ・青少年がこころ豊かに育つよう、青少年団体や青少年育成組織の活動を支援するとともに、人づくりの最初の間である家庭での教育力を高めていくための支援が必要になっています。
- ・青少年がこころ豊かに健全に学び、育つことができるよう環境を整備することが必要です。

## ウ 市の社会教育行政が実施している事業

### ① 青少年育成事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・青少年育成コーディネーターを中心に、青少年の健全育成に関する事業を実施しています。（子ども講座の開催、スケート教室などスポーツに関する講座の開催、職業体験を取り入れた講座の開催など）
- ・地域や関係者と連携及び協力して、地域ごとに青少年の非行・被害防止を目的とした見回り活動である愛のパトロールを実施しています。
- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間及び子ども・若者育成支援強調月間の期間中に講演会等の啓発事業を開催しています。

青少年育成関係団体	地区子どもクラブ 地区育成会 青少年育成推進協議会(8団体)
-----------	--------------------------------------

### ② 成人式事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・新成人が主体の実行委員会(10～50人)を中心に、成人の日の前日(1月第2週の日曜日)に市内1会場で令和3年度までは成人式、令和4年度からは、呼称変更に伴い「二十歳の誓い」を実施しています。

### ③ 放課後子ども教室事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・放課後の時間帯における子どもたちの安全・安心な居場所づくりの一環として、協働活動支援員を中心に学習(宿題)、地域活動、異学年との交流、外遊び、内遊びを行っています。
- ・笛吹市放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施するための新・放課後子ども総合プランについて効果的に実施できるよう取り組んでいます。

## エ 施策実現に向けた取組



施策の実現に向けた取組の方向性である「未来を担う青少年を育む環境づくり」について、社会教育分野において以下の取組を更に充実させて進めていきます。

- ・青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年の被害及び非行を防止するため、社会環境実態調査を実施します。
- ・青少年にとって有害な凶書販売店やゲームコーナー等、市内の58箇所(令和3年度)を巡回調査します。
- ・有害図書類・有害がん具類の自動販売機撤去のために、警察と協力しながら関係機関と対応します。
- ・学校など関係機関と連携して、インターネットを使った「犯罪」や「いじめ」等の被害から青少年を守るため、児童の保護者を対象に、携帯フィルタリング・サービス<sup>6</sup>を普及する啓発活動に取り組みます。
- ・愛のパトロール活動の取組をさらに充実させて、青少年の非行防止を推進します。
- ・青少年育成推進協議会主催で講演会等を開催します。  
令和3年度には、「子どものネット・ゲーム依存対策と情報モラル教育推進にむけて」をテーマに講演会を行いました。
- ・心身ともに健全な子どもを育成するとともに、地域の子どもたちが学年を越えたきずなを深めていくため、子ども祭りや地域の子どもクラブや育成会の活動を支援します。
- ・青少年の健全育成に向けた啓発事業を開催します。

<sup>6</sup> 携帯フィルタリング・サービスとは、携帯電話の出会い系サイトやアダルトサイトなど、未成年に有害なウェブ・サイトを遮断するサービスのこと。

- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)と、子ども・若者育成支援強調月間(11月)の期間中に、講演会、広報啓発キャンペーン及び環境浄化活動(有害図書等の除去)等を実施します。
- ・20歳を迎えた若者をメンバーとした実行委員会を組織し、「二十歳の誓い」を開催します。
- ・令和4年に成人年齢が引き下げられたことから、関係部局と連携しながら消費者教育を進めていきます。
- ・市内の自然や文化財を活用し、地域に根ざした、親子文化財巡り及び親子工作教室、自然体験教室等の体験活動事業を実施します。
- ・家庭教育の推進を図るため、育成会やPTAなどによる啓発活動を支援します。また、家庭教育に関する講演会等の開催を支援します。
- ・放課後子ども教室事業の充実を図り、児童生徒の安心で安全な居場所づくりを行うとともに、こころ豊かに健全に学び育つことができる環境づくりに努めます。

才 数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和4年度実施計画参考）

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
青少年育成推進協議会主催事業への参加者数	114人	300人
放課後子ども教室利用児童・生徒数 （年間延人数）	12,099人	15,000人

## 2 「人と文化を育むまちづくり」

### 取組の方向性

#### (1) 人生を彩る生涯学習の推進について

##### ア 現状

- ・団塊世代の退職等に伴い、余暇をもつ年齢層が増え、生涯学習、ボランティアのニーズが増えています。
- ・市民から、もっと学習機会を増やしてもらいたいという意見があります。
- ・市民講座受講者から、講座内容に対して一定の評価があります。
- ・受講者から、同一講座を長く継続してほしいという要望があります。
- ・生涯学習コーディネーターを配置して、地域の高齢者学級や子ども教室の企画運営及び自治公民館が自ら企画運営する講座の開催をサポートしています。
- ・自主開設講座数<sup>7</sup>は、年々増加傾向にあります。
- ・市民講座の受講者数は、令和元年度 742 人、令和 2 年度 645 人、令和 3 年度 870 人となっています。また、平成 23 年度から、1 年間を通して深く学ぶ単位制の講座として「スコレー大学」をスタートし、受講者数は、令和元年度 40 人、令和 2 年度 29 人、令和 3 年度 72 人となっています。
- ・スコレー大学では、累積履修単位数が 10 単位に達した受講者にスコレー大学修了証書を授与していますが、平成 31 年に 1 人、令和 3 年に 1 人の修了者がいます。
- ・市民の価値観が多様化し、新しい知識や能力の習得など、生涯を通じて学ぶ意欲を持った人が増えています。
- ・社会教育施設の老朽化が進み、維持管理費が増加しています。
- ・平成 18 年度から社会教育施設の管理及び運営に指定管理者制度を導入しました。
- ・条例公民館<sup>8</sup>として、スコレーセンター（石和地区）、御坂農村環境改善センター（御坂地区）、いちのみや桃の里ふれあい文化館（一宮地区）、八代総合会館（八代地区）、境川総合会館（境川地区）、あぐり情報ステーション（春日居地区）の 6 館があります。

<sup>7</sup> 自主開設講座数とは、市民講座から独立し、個々に立ち上げた講座をいう。

<sup>8</sup> 条例公民館とは、社会教育法に基づいて市が設置し、管理及び運営している公民館をいう。

- ・行政区が自治公民館<sup>9</sup>を使い、自ら企画運営する講座等の催しに対して、講師料の一部を補助する「スコミュニティ講座」を行っています。
- ・市立図書館における市民一人当たり図書等貸出数は、令和2年度3.9点で、令和2年度県平均3.6点に比べると高い水準にありますが、平成21年度のピーク時の10点から減少傾向にあります。

## イ 課題及び問題点

- ・生涯学習教室、講座は、幅広い年齢層が参加できるよう、それぞれのニーズに即した内容での開催が必要です。
- ・市民講座受講者が高齢者や女性に偏っており、また、受講者が固定化しています。
- ・市民講座等で学んだ成果を活かす場が少なく、活かせる場を増やしていく必要があります。
- ・市民のライフスタイルの変化や学習ニーズの多様化等に伴って、社会教育の分野に民間手法や市民の力を活用する考え方が模索されています。
- ・市の社会教育施設は、ほとんどが老朽化しているため、施設の統廃合も含め計画的な修繕が必要です。
- ・文化協会会員の高齢化により、新規会員の獲得が課題です。
- ・市民の文化水準を上げていくため、多くの市民が、レベルの高い音楽演奏や芸術作品に触れることができる場や機会について、確保していく必要があります。
- ・市民の学びの場である図書館として、資料の充実や、本を介した親子の触れ合いなどの子育て支援、また、読書相談や資料の検索、提供による課題解決の手伝いを行い、誰もが利用しやすい環境づくりが求められています。

---

<sup>9</sup> 自治公民館とは、地区(行政区)が管理及び運営し、地区の公民館活動等の拠点となっている地区コミュニティ施設をいう。

## ウ 市の社会教育行政が実施している事業

### ① 市民講座事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・年間を通して学ぶスコレー大学を開催しています。
- ・関係機関と連携し、社会教育施設や体育施設等で市民講座を主(共)催しています。

令和3年度の講座数85講座、延べ受講者数3,000人

- ・スコレー大学（2講座、690人）
- ・市民講座(2期制、53講座、1,966人)
- ・地域高齢者講座(12講座、94人)
- ・子ども講座(18講座、250人)

### ② 公民館管理事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・市が設置した公民館の安全管理を行っています。

<b>【条例公民館】</b>	石和公民館(スコレーセンター) 御坂公民館(御坂農村環境改善センター) 一宮公民館(いちのみや桃の里ふれあい文化館) 八代公民館(八代総合会館) 境川公民館(境川総合会館) 春日居公民館(あぐり情報ステーション)
----------------	---

- ・地区の公民館活動を促進しています。

地区の公民館活動	スコニティ講座(令和3年度2講座、延べ28人受講)
----------	---------------------------

### ③ 社会教育事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・社会教育委員の会議及び公民館運営審議会を開催し、社会教育事業や公民館活動についての審議及び調査研究を実施しています。
- ・社会教育及び公民館事業の関係機関(全国・関東甲信越静ブロック・県・峡東3市)と連携を深め、情報交換や研鑽に努めています。

⑤ 社会教育施設管理運営事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・社会教育施設 15 箇所の管理及び運営を行っています。

社会教育施設	利用者数 令和3年度
スコレーセンター	25,172 人
スコレーパリオ	4,618 人
御坂農村環境改善センター	5,614 人
学びの杜みさか	7,866 人
花鳥児童館	231 人
御坂東部地区コミュニティー施設	309 人
御坂地区陶芸施設	31 人
いちのみや桃の里ふれあい文化館	17,564 人
八代総合会館	11,930 人
若彦路ふれあいセンター	1,084 人
境川総合会館	2,275 人
春日居コミュニティーセンター(※)	47 人
芦川ふるさと総合センター	712 人
芦川グリーンロッジ	385 人
芦川やすらぎの里	50 人

※令和4年度から、春日居コミュニティーセンターは社会教育施設から除外され、あぐり情報ステーション施設が社会教育施設となっています。

上記の社会教育施設のうち、指定管理者が運営する施設

スコレーセンター、スコレーパリオ、八代総合会館、境川総合会館(公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団)、いちのみや桃の里ふれあい文化館(一般社団法人管理プロやまなし)、芦川グリーンロッジ、芦川やすらぎの里(株農楽人)

⑥ 文化振興事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、文化協会などの活動を支援しています。

補助金を交付している文化団体	文化協会 (令和3年度6団体、専門部110部、部員1,520人)、 公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団
----------------	---

- ・公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団による演奏会や講演会等の開催を支援しています。

⑦ 図書館管理事業（図書館）

〈内容〉

- ・市内5箇所の図書館の管理及び運営を行っています。
- ・図書館資料の貸し出し、資料の整理を行っています。

図書館資料の状況（令和4年3月31日現在）

資料蔵書数	481,141点
内 石和図書館	174,201点
御坂図書館	90,367点
一宮図書館	125,113点
八代図書館	41,981点
春日居ふるさと図書館	49,479点
年間図書貸出数	304,852点

- ・レファレンス（読書相談・課題解決の手伝い）を行っています。
- ・読み聞かせやお話し会等、保育所、老人施設及び児童館でイベントの開催や図書の団体貸出をしています。
- ・館内のディスプレイや図書館だよりの発行などにより本の情報を発信しています。

エ 施策実現に向けた取組



施策の実現に向けた取組の方向性である「人生を彩る生涯学習の推進」について、社会教育分野において以下の取組を進めていきます。

- ・性別や年齢に関係なくあらゆる市民が学ぶ機会となる「市民講座」、市民が深く学ぶことができる「スコレー大学（単位制の市民講座）」を引き続き開催します。
- ・関係部局との連携を図り、市民の健康づくりなどのニーズに合わせた講座を開催します。
- ・社会教育の抱える今日的な課題の解決に向けて、先進事例の収集や専門知識の習得等、研鑽に努めます。
- ・全国、関東甲信越静及び山梨県の社会教育研究大会や公民館研究大会に参加します。
- ・峡東地域教育推進連絡協議会に参加します。
- ・生涯学習コーディネーターを中心に、市内の公民館で市民講座を開催するなど公民館活動を促進します。



- ・地区が主催する講座の企画について助言を行ったり、講師料の一部を補助したりする「スコミュニティ講座」を引き続き実施し、自治公民館の自主的な学習活動を促します。
- ・市が設置する条例公民館 6 館を含む社会教育施設 15 箇所の管理及び運営を行います。
- ・施設及び設備が安全に利用できるよう、定期的に点検し、必要に応じて補修するなど、保守を行います。
- ・御坂農村環境改善センター及び御坂東部地区コミュニティー施設について、機能を移転し老朽化に伴う取り壊しを予定しています。
- ・文化協会主催による文化祭の開催を支援します。
- ・笛吹市文化協会や公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団と協力し、市民がレベルの高い文化・芸術・音楽に親しむ環境を充実させていきます。
- ・笛吹市子どもの読書活動推進計画に基づき、子育て支援センター等と連携した読み聞かせを引き続き実施するなど、子どもの読書活動の更なる充実を図ります。また、乳児検診（10 か月）時のブックプレゼントを行い親子の触れ合いを創出する子育て支援をします。

才 数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和 4 年度実施計画参考）

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
文化協会所属専門部数	113 部	113 部
文化協会所属人数	1,612 人	1,612 人
市民講座参加者数	1,143 人	1,200 人
スコミュニティ講座開催地区数	4 か所	30 か所

## 2 「人と文化を育むまちづくり」

### 取組の方向性

#### (2) 地域文化の普及と活用への取組の推進について

##### ア 現状

- ・平成 19 年度から、芦川町の兜造民家に代表される伝統的建造物群の調査を実施し、平成 21 年度に調査報告書を刊行しました。
- ・後継者不足等で、地域の伝統芸能を継承することが困難となりつつある保存会があります。
- ・令和 4 年 6 月現在、笛吹市には 13 件の国指定重要文化財<sup>10</sup>、62 件の県指定文化財、135 件の市指定文化財があります。また、5 件の国登録文化財<sup>11</sup>があります。
- ・一宮町に所在する早川家住宅が、平成 29 年度に国の登録有形文化財になりました。また、早川徳次の功績について市民グループが、啓発活動を積極的に行っています。
- ・笛吹市では、「星降る中部高地の縄文の世界」と「葡萄畑が織りなす風景」が日本遺産に認定されています。
- ・4 世紀に岡・銚子塚古墳が造られて以来、笛吹市域には寺本廃寺や国分寺、国分尼寺が造営され、国府や御厨<sup>12</sup>が置かれるなど千年を超えて甲斐国の政治文化の中心であり続けました。このような歴史的背景から笛吹市は平成 21 年度に「甲斐国千年の都 笛吹市」を宣言しました。
- ・平成 22 年度に笛吹市と山梨県立博物館が、相互の発展及び活性化に資することができるよう、各種事業(学校教育、生涯学習、文化振興、観光振興等)における連携を目的に協定を結びました。
- ・近現代において、政治・経済・学問などで活躍された笛吹市にゆかりのある 20 人を偉人に選定し、紹介するためのパネルを作成しました。
- ・市内の文化財を積極的に活用し、県内外に PR していくよう求められています。

---

<sup>10</sup> 指定(重要)文化財とは、強い規制と手厚い保護措置により文化財対象物を守り継承するための制度。

<sup>11</sup> 登録文化財とは、強い規制を取らずに、緩やかな保護措置を特徴とする制度。(大切に使い、活用しながら継承していく制度)

<sup>12</sup> 御厨(みくりや)とは、平安時代中期から中世にかけて伊勢神宮が各地に持った荘園。その地域の特産品を集積するとともに、流通の拠点でもあった。

- ・市内に所在する国・県・市指定文化財を紹介した「笛吹市文化財ガイドブック」を刊行しました。
- ・地域を散策するマップや解説データをもっと充実させてほしいという要望があります。
- ・ボランティアガイド笛吹による独自の活動が活発に行われています。
- ・まちづくり基礎調査で「市の文化遺産や地域の文化に触れたことがある」市民の割合は、平成 25 年度は 45.2%でしたが、平成 29 年度に実施された第二次笛吹市総合計画市民アンケートでは、46.2%とわずかですが増加しています。
- ・笛吹市には史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡、県立博物館、一部事務組合立釈迦堂遺跡博物館、春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院のほか、多くの古社寺があり、近隣自治体と比べて市民が歴史的・文化的遺産に触れる機会に恵まれています。
- ・開館 30 周年を迎えた釈迦堂遺跡博物館記念では、リニューアル工事が行われました。埋蔵文化財の調査を早急に完了させてほしいという意見がある一方で、埋蔵文化財を記録保存し、調査成果を公開してほしいという意見があります。
- ・史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、昭和 58 年度から史跡指定地の公有化を進めており、公有地化率は 80%に達しています。
- ・史跡整備のための基礎的データ収集や国分寺跡の中心伽藍の発掘調査を行い金堂跡の位置と規模、講堂南面の様相、回廊位置について把握することができました。
- ・甲斐国分寺跡の公有地化を進めるとともに、これまで行ってきた発掘調査の成果をまとめた調査報告書を刊行しました。
- ・甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の保存活用計画を令和 4 年度から令和 5 年度にかけて策定します。
- ・甲斐国分寺跡・国分尼寺跡では、公有地化した箇所及早急な整備・活用が望まれていることから、金堂周辺の暫定的整備に着手しました。
- ・春日居郷土館や青楓美術館では、近年入館者数が伸び悩んでいます。
- ・俳壇で活躍した飯田蛇笏・龍太の居宅「山廬」を中心に、俳句文化の継承及び普及を目的として、平成 26 年度に山廬文化振興会が設立されました。
- ・平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、山廬文化振興会へ支援を行い、山廬俳諧堂・狐亭の復元、後山の整備が行われました。
- ・毎年、「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会を実施し、近年は 3 万 5 千句を超える作品が寄せられています。

## イ 課題及び問題点

- ・芦川の「兜造民家群」や浅間神社の「大神幸祭り」等、現在に引き継がれている有形・無形の伝統的な文化を保存継承する必要があります。
- ・全国で指定文化財の盗難が発生していることから、文化財を保管している施設の防犯対策が求められています。
- ・地域の伝統芸能を守り、後世に伝えていくため、後継者を育成する団体へ助成や後継者育成に協力する必要があります。
- ・笛吹市は、縄文時代及び古代から中世まで山梨県の政治・文化の中心地であったことから、市内には、貴重な歴史的・文化的遺産が分布しており、これらをネットワーク化し、情報発信していく必要があります。
- ・果実と温泉を目当てに訪れる観光客に、市の文化的遺産や文化の里をアピールしていく必要があります。
- ・修理を必要とする指定文化財や指定文化財を説明するための説明板が増加しています。
- ・史跡の保存整備を推進する必要があります。
- ・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院、八田御朱印公園の管理及び運営、活用方法を検討していく必要があります。
- ・笛吹市は、俳壇で活躍した飯田蛇笏・龍太をはじめ、数多くの人材を輩出してきました。こうした文化を継承し、発展させていくため、市民の文化的財産として育てていく必要があります。
- ・毎年、全国小学生・中学生俳句会を実施していますが、市外学校からの応募が減少傾向にあります。
- ・市内各小中学校への俳句出前授業は、新型コロナウイルス感染症まん延防止対応のため、学校における俳句出前授業の取り組みが減少しています。

## ウ 市の社会教育行政が実施している事業

### ① 文化財保護事業（文化財課）

〈内容〉

- ・市内の指定文化財を保護及び保存するための対策を行っています。

国指定文化財(重要文化財 11、史跡 2)、国登録文化財 5、県指定文化財 62、市指定文化財 135

### ② 文化財活用事業（文化財課）

〈内容〉

- ・市内の文化財を活用した事業を行っています。

文化財めぐりの実施、文化財説明板の修理、郷土学習用デジタルデータの作成

③ 埋蔵文化財発掘調査事業（文化財課）

〈内容〉

- ・市内の埋蔵文化財包蔵地における各種開発に対する試掘調査と、個人住宅建設に伴う発掘調査、またこれら調査の出土品整理を行っています。

④ 史跡甲斐国分寺跡整備事業（文化財課）

〈内容〉

- ・甲斐国分寺跡と国分尼寺跡を保存し、歴史を体験できる場として整備を進めています。

⑤ 文化財保存整備事業（文化財課）

〈内容〉

- ・岡・銚子塚古墳、竜塚古墳、亀甲塚古墳及び寺本古代寺院跡などの管理と史跡管理団体等への支援を行っています。

⑥ 青楓美術館管理運営事業（文化財課）

〈内容〉

- ・青楓美術館の管理と作品の展示、保全を行っています。

⑦ 八田御朱印公園管理事業（文化財課）

〈内容〉

- ・八田家書院及び御朱印公園の管理及び運営を行っています。

⑧ 笛吹市博物館管理運営事業（文化財課）

〈内容〉

- ・春日居郷土館、八代郷土館の管理及び運営を行っています。

⑨ 俳句の里づくり推進事業（生涯学習課）

〈内容〉

- ・全国の小中学生から俳句の作品を募集して審査し、文部科学大臣賞をはじめとする各賞を設け、表彰式を実施しています。
- ・市内各小中学校を対象に俳句出前授業を実施しています。

## 工 施策実現に向けた取組



施策の実現に向けた取組の方向性である「地域文化の普及と活用への取組の推進」について、社会教育分野において以下の取組を進めていきます。

- ・和楽器、郷土芸能の指導者・継承者を養成する教室を開催します。
- ・文化財史跡・天然記念物を保護、保存及び管理します。
- ・地区に伝わる伝統文化の一覧を作成し、文字や映像として保存します。
- ・市の文化財の情報を、市民及び市外の人にも知ってもらうため、PR イベントを開催し、広報紙やホームページ等に取り上げていきます。  
具体的には、文化財めぐり、古道散策等の開催を行います。また、文化財冊子、地域を散策するマップや解説データの作成、チラシや通知類に文化財情報につながるQRコード印字をします。
- ・過去に行われ、又は現在も受け継がれている伝統行事や郷土芸能を調査して、電子媒体に記録し、活用していきます。
- ・釈迦堂遺跡博物館を核として、縄文文化の発信に取り組みます。
- ・工事等に伴う埋蔵文化財の試掘調査及び本調査を実施し、出土品を整理し、調査報告書を刊行します。
- ・岡・銚子塚古墳、竜塚古墳を保存、管理、活用します。
- ・春日居郷土館や八代郷土館で、市内に所在する貴重な歴史資料を保存するとともに、保存資料を公開します。
- ・青楓美術館で、収蔵してある津田青楓の作品を広く市民に公開します。
- ・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院、八田御朱印公園の管理及び運営を行います。また、企画展等を開催します。
- ・春日居郷土館や、小川正子記念館の展示や企画の充実により、入館者の増加に繋がります。
- ・市内の文化財や史跡を案内するガイドの育成を行い、市民や観光客が笛吹市の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会の開催にあたり、全国の小中学校への募集及び市町村教育委員会へ周知を図り、山廬文化振興会と連携し、俳句の里のPRに努めます。また、応募実績がない県内小中学校へ周知依頼を行い県内におけるPRに努めます。
- ・市内各小中学校で実施している俳句出前授業について、学校への周知及び連携を図りながら授業実施回数を増やし、子ども達に俳句への取り組みを通じた情操教育を行います。

才 数値目標（第二次笛吹市総合計画 令和4年度実施計画参考）

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
小学生・中学生俳句会への投句数	36,175 句	40,000 句
俳句出前授業の実施数	16 回	20 回
古道めぐり、現地見学会等、開催したイベントの参加人数	350 人 (平成29年度)	400 人
春日居郷土館、八代郷土館、八田家書院、青楓美術館への入館者数	2,611 人	7,000 人

# 笛吹市社会教育委員名簿

## 令和4年度

氏名	役職	備考
鶴田 一二美	議長	一宮地区
橘田 良也	副議長	学識経験者
小川 幸彦	委員	笛吹市文化協会
須田 徹	委員	ふえふき文化・スポーツ振興財団
蘆田 俊哉	委員	笛吹市小中学校校長会
廣瀬 志保	委員	山梨県立笛吹高等学校
山本 千種	委員	笛吹市青少年育成推進協議会
渡邊 真史	委員	NPO 法人 学びの広場ふえふき
金子 津多恵	委員	学識経験者
古屋 修二	委員	学識経験者
加々美 恭子	委員	石和地区
飯野 久	委員	御坂地区
石倉 絹子	委員	八代地区
三枝 秀康	委員	境川地区
古屋 けさよ	委員	春日居地区

※ ホームページ掲載のお名前は常用漢字で表記しております。



---

---

## 第三次笛吹市社会教育計画

令和5年3月

発行 笛吹市教育委員会

---